

昭和五十年法律第二十八号

作業環境測定法

目次

第一章 総則（第一条～第四条）
第二章 作業環境測定士等（第五条～第十九条）
第三章 作業環境測定機関（第二十条～第三十一条）
第四章 雜則（第三十八条～第五十一条）
第五章 罰則（第五十二条～第五十七条）
附則

第一章 総則

（目的）

この法律は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）と相まって、作業環境の測定に関し作業環境測定士の資格及び作業環境測定機関等について必要な事項を定めることにより、適正な作業環境を確保し、もつて職場における労働者の健康を保持することを目的とする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 事業者 労働安全衛生法第二条第三号に規定する事業者をいう。

二 作業環境測定 労働安全衛生法第二条第四号に規定する作業環境測定をいう。

三 指定作業場 労働安全衛生法第六十五条第一項の作業場のうち政令で定める作業場をいう。

四 第一種作業環境測定士 厚生労働大臣の登録を受け、指定作業場について作業環境測定の業務を行う者をいう。

五 第二種作業環境測定士 厚生労働大臣の登録を受け、指定作業場について作業環境測定の業務を行なうほか、第一種作業環境測定士の名称を用いて事業場（指定作業場を除く。次号において同じ。）における作業環境測定の業務を行なう者をいう。

六 第二種作業環境測定士 厚生労働大臣の登録を受け、指定作業場について作業環境測定の業務（厚生労働省令で定める機器を用いて

行う分析（解析を含む。）の業務を除く。以下この号において同じ。）を行うほか、第二種作業環境測定士の名称を用いて事業場における作業環境測定の業務を行う者をいう。

七 作業環境測定機関 厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受け、他人の求めに応じて、事業場における作業環境測定を行うことを業とする者をいう。

（作業環境測定の実施）

事業者は、労働安全衛生法第六十五条第一項の規定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、厚生労働省令で定めることにより、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならない。

事業者は、前項の規定による作業環境測定を行うことができないときは、厚生労働省令で定めることにより、当該作業環境測定を作業環境測定機関に委託しなければならない。ただし、国又は地方公共団体の機関その他の機関で、厚生労働大臣が指定するものに委託するときは、この限りでない。

作業環境測定士は、労働安全衛生法第六十五条第一項の規定による作業環境測定を実施するときは、同条第二項の作業環境測定基準に従つてこれを実施しなければならない。

作業環境測定機関は、他人の求めに応じて労働安全衛生法第六十五条第一項の規定による作業環境測定を行うときは、同条第二項の作業環境測定基準に従つてこれを実施しなければならない。

作業環境測定士は、労働安全衛生法第六十五条第一項の規定による作業環境測定を実施するときは、同条第二項の作業環境測定基準に従つてこれを実施しなければならない。

三 この法律又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰金の執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

（登録）

作業環境測定士となる資格を有する者が登録を受ければならない。

作業環境測定士となるには、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定士名簿に、次に規定する登録年月日及び登録番号を記載する。

一 登録年月日及び登録番号

二 氏名及び生年月日

三 作業環境測定士の種別

四 その他厚生労働省令で定める事項

（作業環境測定士名簿）

事業者その他の関係者は、作業環境測定士名簿の閲覧を求めることができる。

（登録の手続）

前項の申請書を提出する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第七条第二号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（登録の取消し等）

厚生労働大臣は、作業環境測定士が第六条第一号若しくは第三号に該当するに至つたとき、又は第十七条の規定により試験の合格の決定を取り消されたときは、その登録を取り消さなければならない。

厚生労働大臣は、作業環境測定士が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて指定作業場についての作業環境測定の業務の停止若しくはその名称の使用の停止を命ずることができる。

一 登録に関し不正の行為があつたとき。

二 第四条第一項、前条又は第四十四条第四項の規定に違反したとき。

三 作業環境測定の実施に関し、虚偽の測定結果を表示したとき。

四 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

五 前各号に掲げるもののほか、作業環境測定の業務（当該作業環境測定士が作業環境測定機関の行う作業環境測定の業務に従事する場合における当該業務を含む。）に関し不正の行為があつたとき。

六 第十二条第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

（登録証）

作業環境測定士は、作業環境測定士登録証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（受験資格）

試験は、厚生労働大臣が行う。

筆記試験のみによつて行う。

厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める資格を有する者であると認めたときは、遅滞なく、第七条の登録を行い、登録を受けようとする者が作業環境測定士となることができない者であると認められたときは、登録を拒否しなければならない。

厚生労働大臣は、前項の規定により登録を拒否するときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（試験）

試験は、厚生労働大臣が行う。

筆記試験及び口述試験又は口述試験の全部

（受験資格）

次の場合のいずれかに該当する者でなければ、試験を受けることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において理学科の正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めた者を含む。以下「理科系統大学等卒業者」という。）で、その後一年以上

労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認められる者で、厚生労働省令で定めるもの

(講習)
第十五条の二 講習は、別表第一の上欄に掲げる区分ごとに、同表の下欄に掲げる講習科目によつて行う。

(合格証及び講習修了証)
第十六条 厚生労働大臣は、試験に合格した者に対するし、合格証を交付する。

2 第三十二条第三項に規定する登録講習機関は、講習を修了した者に対し、講習修了証を交付する。
(合格の取消し等)

第十七条 厚生労働大臣は、不正の手段によつて試験を受け、又は受けようとした者に対してもは、その合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。
(名称の使用制限)

第十八条 作業環境測定士でない者は、その名称中に作業環境測定士という文字を用いてはならない。

2 第二種作業環境測定士は、第一種作業環境測定士という名称を用いてはならない。
(厚生労働省令への委任)

第十九条 この節に定めるもののほか、試験の科目、登録の申請その他試験、講習及び登録(作業環境測定士登録証を含む)について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(指定) **第二十条** 厚生労働大臣は、申請により指定する者に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という)を行わせる。

2 前項の規定による指定(以下この節において「指定」という)を受けた者(以下「指定試験機関」という。)は、試験事務の実施に関し第十七条に規定する厚生労働大臣の職権を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、指定試験機関に試験事務を行わせるときは、当該試験事務を行わないものとする。
(指定の基準)

第二十一条 厚生労働大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が次の各号に適合するか

どうかを審査して、これをしなければならない。
一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他
の事項についての試験事務の実施に関する計

二 画が試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 経理的及び技術的な基礎が試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。

厚生労働大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

一 他に指定した者があること。

二 申請者が、一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

三 試験事務以外の申請者の行う業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

四 申請者が第三十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律又は労働・安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 第二十三条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

（指定の公示等）

第二十二条 厚生労働大臣は、指定をしたときは、指定試験機関の名称及び住所、試験事務を行ふ事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を官報で公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行ふ事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（役員の選任及び解任）

第二十三条 指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律若しくは労働・安全衛生法（これらに基づ

く命令又は処分を含む。) 若しくは第二十五条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、その指定試験機関に対する

し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(作業環境測定士試験員)

第二十四条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、作業環境測定士として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務について、(以下「試験員」という。)に行わせなければならない。

試験員は、作業環境測定に関する知識及び経験に関する厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから、選任しなければならない。

指定試験機関は、試験員を選任したときは、その日から十五日以内に、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

厚生労働大臣は、試験員が、この法律若しくは労働安全衛生法(これらに基づく命令又は处分を含む。)若しくは次条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関する著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その試験員の解任を命ずることができる。

前項の規定による命令により試験員の職を解任され、解任の日から起算して二年を経過しない者は、試験員となることができない。

(試験事務規程)

第二十五条 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下この節において「試験事務規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

厚生労働大臣は、前項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

(事業計画の認可等)

第二十六条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度について)、その指定を受けた後遅滞なく、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定める。

附 則（平成二六年六月二五日法律第八二号）少

三

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二九年五月三日法律第四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。
(政令への委任)

阿貝
（永和六年六月十四日法行第三十一抄）

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五条（児童福祉法第三十四条の二の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百

せんに係る児童の保護等に関する法律第二

「六条の改正規定に限る」第一百十一条 第百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、

第百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及

及び第六条の規定 公布の日

政府の行為等に関する経過措置

は、当該規定。以下この条及び次条において
（施行の日前に、この法律による改正
し。）の施行の日前に、この法律による改正

前の法律又はこれに基づく命令の規定（次條各項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政手続の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。